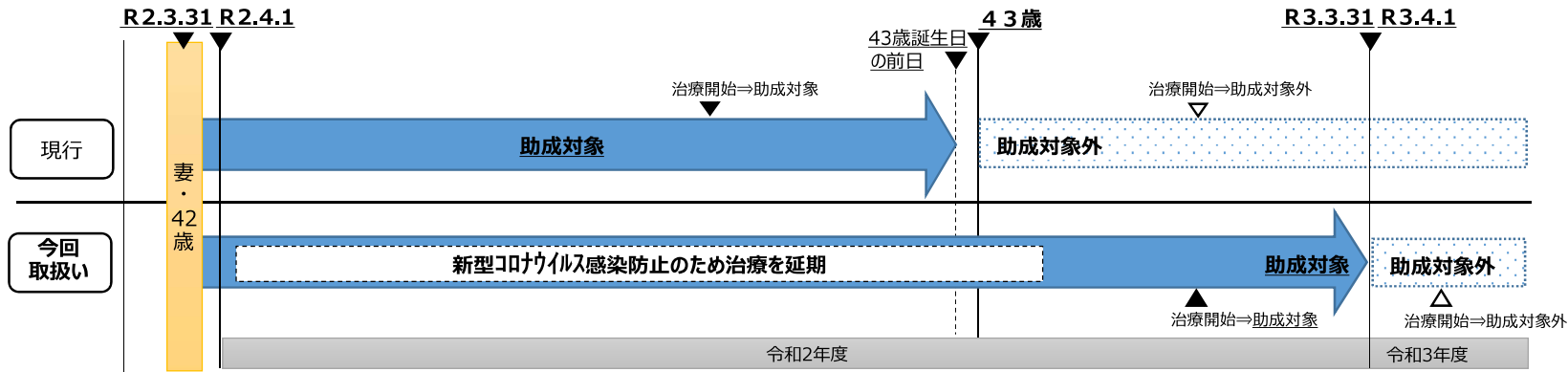


(参考) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

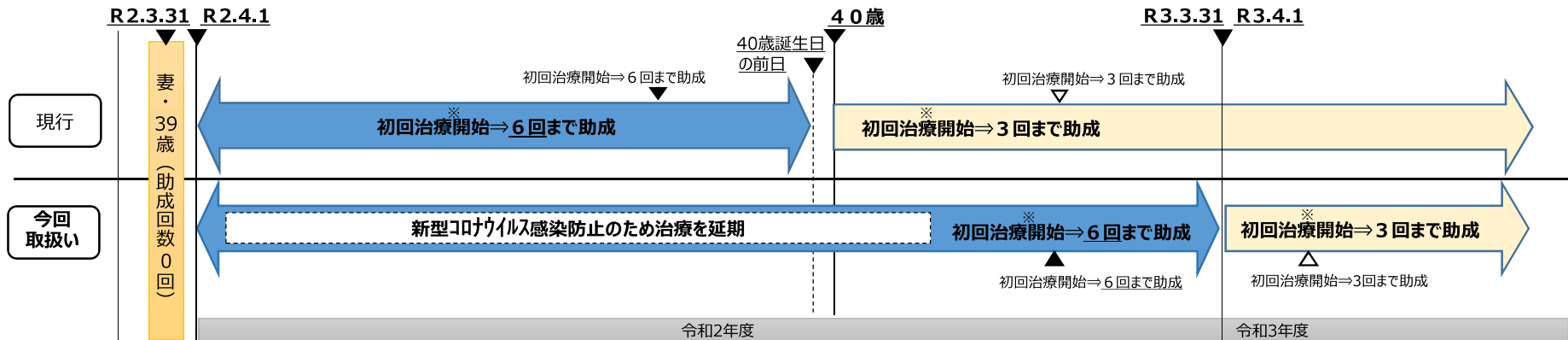
① 助成対象となる治療開始時点の妻の年齢

現行	今回の取扱い	前提条件
43歳未満	44歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳 令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期 延期後、令和3年3月31日までに治療開始するものに限る



② 通算助成回数

現行	今回の取扱い	前提条件
初回助成時の治療初日の妻の年齢 40歳未満：6回 (40歳以上であるときは通算3回)	初回助成時の治療初日の妻の年齢 41歳未満：6回	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳 令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期 延期後、令和3年3月31日までに治療開始するものに限る



※初回治療とは、初めて助成を受けることとなる治療のことをいう。